

令和2年5月21日

6年 保護者様

大阪市立深江小学校  
校長 山根 久美

5月25日（月曜日）～29日（金曜日）の登校日における授業実施について

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、先に令和2年5月31日（日曜日）まで臨時休業期間の延長をお知らせすると共に、安全面に配慮を行たうえで、登校日を設定し、取り組んでいるところです。このたび、大阪府教育委員会からの通知を受け、来週の標記期間に、6年生において授業を実施することとしましたのでお知らせいたします。

6年につきましては、次のとおりに実施いたしますので、ご確認のうえ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その折は、改めてお知らせいたしますので、重ねてよろしくお願い申し上げます。

また、6年生以外につきましては、これまで通りの登校日を実施いたします。

## 記

### 1 授業実施の趣旨

臨時休業期間が長期化している現状に鑑み、年間の授業日が限られていく中において、学校再開後の授業時数確保が喫緊の課題であることに加え、中学校への接続に配慮が必要な最終学年の児童が優先的に学習活動を開始できるよう配慮することが重要であることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症予防を最大限に留意したうえで、他の学年に先行して、授業を再開します。

### 2 授業実施における6年の班分けは以前お知らせした通りで変更はありません。

#### ・6年1組

前半グループ…「あ」～「す」 後半グループ…「た」～「ゆ」

#### ・6年2組

前半グループ…「い」～「は」 後半グループ…「ひ」～「よ」

### 3 6年の授業実施計画（班によって、午前・午後の違いがあります。ご注意ください。）

|                  |             | 5月25日（月曜日）  | 5月28日（木曜日）  |
|------------------|-------------|-------------|-------------|
| 午<br>前<br>の<br>部 | 8:50～9:00   | 前半グループの登校時間 | 前半グループの登校時間 |
|                  | 9:00～9:10   | 健康観察        | 健康観察        |
|                  | 9:10～9:55   | 1時間目（国語）    | 1時間目（国語）    |
|                  | 10:05～10:50 | 2時間目（算数）    | 2時間目（算数）    |
|                  | 11:00～11:45 | 3時間目（理科）    | 3時間目（社会）    |
|                  | 11:45～11:55 | 終わりの会       | 終わりの会       |
| 午<br>後<br>の<br>部 | 13:20～13:30 | 後半グループの登校時間 | 後半グループの登校時間 |
|                  | 13:30～13:40 | 健康観察        | 健康観察        |
|                  | 13:40～14:25 | 1時間目（国語）    | 1時間目（国語）    |
|                  | 14:35～15:20 | 2時間目（算数）    | 2時間目（算数）    |
|                  | 15:30～16:15 | 3時間目（理科）    | 3時間目（社会）    |
|                  | 16:15～16:25 | 終わりの会       | 終わりの会       |

#### 4 持ち物等の連絡

|     |
|-----|
| 共 通 |
|-----|

 筆記用具 連絡帳 水筒 各教科の教科書 ノート

(各登校日に必要なものは1回前の登校日に連絡帳でお知らせします)。

#### 5 その他

- ・「授業日」ではありませんので「欠席扱い」にはなりません、お休みされる場合は、学校までご連絡ください。
- ・登校の際には、必ずマスクを着用するようお願いします。マスクの色・柄は問いません。
- ・学校園で健康観察表の確認をいたしますので、家庭でお子様の体温等健康状態を記入した健康観察表をお子様に持たせてください。
- ・お子様が、次の状況になった際は、学校に電話等でご連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。
  - ①お子様が、新型コロナウイルスの感染が判明した場合、もしくは新型コロナウイルスの感染の疑いにより PCR 検査（核酸増幅法検査）を受検することとなった場合
  - ②お子様が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
  - ③お子様と同居されているご家族が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
  - ④お子様に、発熱等のかぜの症状が見られる場合